## 組織力強化グループ基本方針

担当専務理事 油井 治晃

「組織は人によって左右されず法によって運営されるべきものである。」都城JCは、公益社団法人へ移行し6年目を迎え、都城圏域の市民の意識を変革する公益性の高い事業を行う上で、成文律・不文律に則った組織運営が求められています。また、市民の都城JCに対する好感度は、未だ向上の余地を多分に残しており、市民と連携した事業の構築、会員拡大を図る上でも、都城JCに対する肯定的なイメージを広めていく必要があります。

まずは、適正・円滑な事業遂行・組織運営の為に、事務局・財政局を適切に運営し、内外の情報窓口としての機能を充実させ、会員相互の情報共有を促進するとともに、定款・諸規程・規律・規範を、調査の上、分析して、改正が必要であれば改正の手続きを行い、事業と組織運営を有機的に連携させていきます。そして、公益社団法人として法律上の要件を満たす為に、公益事業比率に適合する予算を編成し、各事業における適切な予算執行、決算処理を審査し、適法な組織運営を進めていきます。さらに、都城JCが組織として価値を向上させていく為に、模倣不能な「見えない価値」を創造していく必要があり、市民に都城JCは他の各種団体にはない特異性のある組織であるというイメージを浸透させ、都城JCが魅力的な組織であると認識したファンを増やしていく必要があります。また、会員拡大の為に、ファシリテーターとして、理事会を拡大委員会として機能させ、議論を促進し、具体的な行動計画を策定した上で、拡大活動に対する効果的なインセンティブを設定し、会員全体で拡大活動に取り組む機運も高めて、拡大を着実に実践していきます。

事業と有機的に連携した組織運営により、充実した事業を迅速に遂行可能として、効果的なブランディングにより組織の価値を向上させ、市民の間で相互関係を構築し、より多くの賛同者を得ることで、あらゆる将来を掴み取ることのできる組織を確立していきます。